

「都市計画法第34条第9号（給油所等）」の運用基準

平成15年	4月	1日	施行
平成19年	11月	30日	一部改正
平成22年	4月	1日	一部改正
平成23年	4月	1日	一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正

市街化調整区域内における給油所等に係る開発行為等に関する「都市計画法第34条第9号」の規定の運用基準は、申請の内容が次の各項に該当するものであること。なお、洗車場及び簡易な自動車整備のための作業場を併設することは妨げない。

- 1 当該申請に係る建築物の用途が、ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド及び自動車用天然ガス燃料供給施設、水素スタンド又は自動車用充電設備施設で、沿道サービス上必要と認められるものであること。
- 2 サービスの対象とする道路は、車道幅員が6メートル以上の一般国道、県道及び市道獄之内当麻の国道16号線から県道507号線（県道相武台相模原線）までの区間とする。
- 3 建築物の敷地が、サービスの対象とする道路に敷地外周の7分の1以上が接していること。
- 4 当該施設の計画が、当該施設の利用上、車両及び歩行者の通行に支障のないよう交通安全について適切な配慮がなされているものであること。
- 5 敷地規模は、500平方メートル以上であること。
- 6 管理施設は、必要最小限の規模とし、給油所等施設と一体とすること。
- 7 他の法令による許認可等を必要とする場合は、その許認可等が受けられるものであること。
- 8 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。
- 9 申請地が公道、水路等と接している場合は、その境界が確定されていること。

審査上の留意点

給油所等は用途に応じて、次の許可を受けたもの又は届出したものであること。

- ・ガソリンスタンド：消防法第11条に基づく許可
- ・自動車用液化石油ガススタンド：高圧ガス保安法第5条に基づく許可又は届出
- ・自動車用天然ガス燃料供給施設：高圧ガス保安法第5条に基づく許可又は届出
- ・水素スタンド：高圧ガス保安法第5条に基づく許可又は届出

なお、許可については許可書の写し、届出については副本表紙の写しにて確認すること。